

18歳でできることは主に契約！

親の同意なしでできるが増えます



成年になると親の同意を得ずに、自分の意思で契約ができます。しかし、それを狙った消費者被害が心配されます。正しい知識をもって悪質商法などに騙されないようにしましょう。

契約の例



クレジットカードを作れる



ローンが組める(借金ができる)



部屋の賃貸契約ができる

口約束でも契約は成立。これからは自分の責任です。

詐欺被害に遭わないように慎重な判断をしましょう。

「契約」とは、法的な責任が生じる約束のことで、普段の買い物など生活の中にたくさんあります。契約は権利や義務といった法的拘束力を持ち、一方的に取り消すことは原則としてできません。契約は慎重に行いましょう。

契約の取り消しができるとき

クーリングオフ

訪問販売や強引な電話勧誘などで慎重に検討する余裕がないまま契約を結んでしまった時のために、8日間以内であれば無条件で契約を取り消せる制度です。(マルチ商法などは20日間)

「消費者契約法」による取り消し

重要事項で嘘をつかれる、不利益を告げられないなどにより、消費者が誤認して契約した場合は取り消しができます。また、不安をあおったり、帰ってほしいという意思表示を無視されるなど困惑して契約した場合も取り消せます。



困ったときは不安なときは
☎188
消費者ホットライン

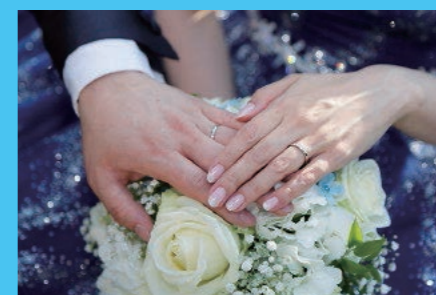
音声案内で最寄りの消費生活センターなどに繋がります。受付時間は相談窓口によって異なります。



18歳になるとできること



契約



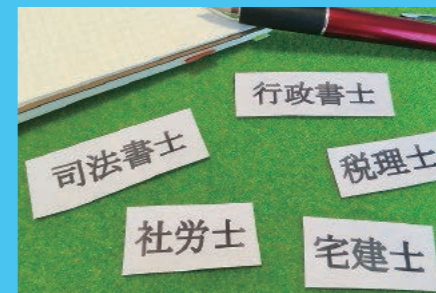
結婚



自動車運転免許の取得



投票



国家資格の取得

その他にも

- ・10年有効パスポートの取得
- ・外国人の帰化申請
- ・性別変更の申し立て など

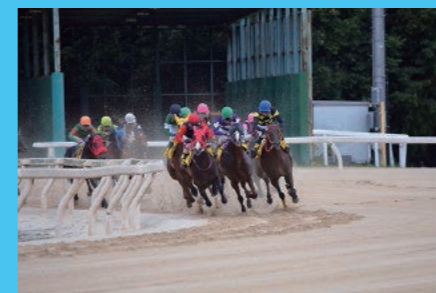


20歳になるとできること



飲酒・喫煙

若いときの飲酒・喫煙は健康を害する恐れがあるため、年齢制限は20歳解禁です。適量を心掛けましょう。



公営ギャンブル

競馬、競輪、競艇、オートレースなどの公営ギャンブルは、ギャンブル依存症の観点から、年齢制限は20歳です。

その他にも

- ・養子をとること
- ・国民年金の納付義務
- ・大型・中型免許の取得 など



2022年4月 成年年齢が18歳へ

成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とした「民法の一部を改正する法律」が、2022年4月1日から施行されます。

18歳になると何ができるようになるのか、まだ何はできないのかを、この法改正で成年になる18歳と19歳へ、成年になったばかりの人たちを見守る大人たちへお伝えします。



牛山 流空さん
(8月で18歳)

自分のやることに責任が持てるように

ちょうど自分の代から成年年齢が18歳になるということで驚きました。ただ、できることは増えますが、特に何かやろうということはなく、成人になるよな、責任を持たないといけないよな、という気持ちでした。でもやはり責任ということは重要なことだと思うので、自分のやることに責任を持てる大人になりたいと思っています。



濱 大智さん
(6月で18歳)

しっかりと自分の芯を持ってる大人になりたい

お酒とかタバコとか、18歳でもまだできないことはありますが、それでも賃貸契約とかできるが増えるという意味では、高校生という身分の中でも責任を持っていかないといけないと思っています。今年の7月の参議院選挙も選挙権があるので投票に行きたいと思います。子どもにああいう大人になりたくないと思われたいよう、芯を持っている大人になりたいです。

令和4年4月以降に新成人の親世代の皆さんへ



今後は、18歳になると親の同意なく契約を結べるようになりますが、簡単には取り消すことができなくなります。悪質商法には注意が必要です。

大人の先輩として、伝えてあげてください。また、助けてあげてください。

親世代の皆さん向け Q&A



Q 子の成年年齢が引き下げられることによって、何が変わるのですか？

未成年者は父母の親権に服しますが、成年になると親権に服さなくなります。したがって、令和4年4月1日以降は、18歳、19歳の新成人は親権に服さないことになります。

Q 子が成年を迎えることで、注意すべきことはありますか？

未成年者が契約するときは、親などの法定代理人の同意が必要とされており、その同意がない契約は原則として取り消すことができます(=未成年者取消権)。

成年になると親の同意なく契約できる反面、未成年者取消権は適用されず、契約から生じる責任を果たさなくてはなりません。そのため、保護のなくなった新成人が悪質商法のターゲットになる可能性があります。

そうした消費者トラブルに遭わないためには、未成年のうちから、契約に関する知識を学び、様々なルールを知った上で、その契約が必要かよく検討する力を身につけておくことが重要です。

Q 成年年齢が引き下げられた場合には、養育費の支払期間は18歳までですか？

養育費は、子が未成年であって経済的に自立することを期待することができない場合に支払われるものなので、子が成年に達したとしても経済的に自立していない場合には、養育費の支払義務を負うことになります。

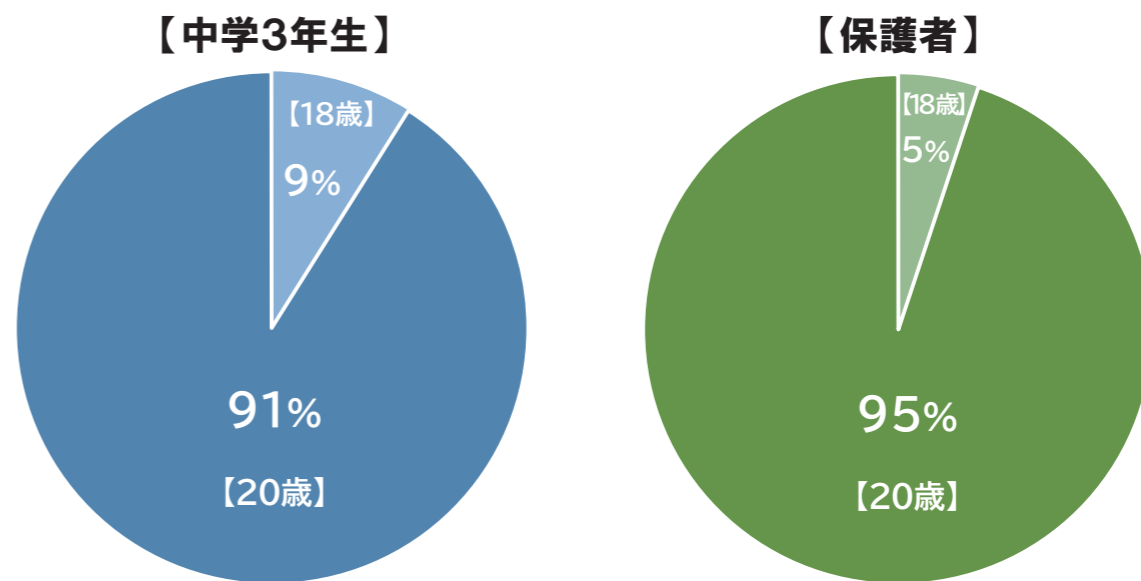
「子が成年に達するまで養育費を支払う」との取決めが行われていたとしても、取決めが行われた時点の成年年齢が20歳だとしたら、成年年齢が引き下げられたからといって、養育費の支払期間が「子が18歳に達するまで」ということになるわけではありません。



どうなる？これからの成人式

成年年齢が18歳に引き下げられることから、成人式はどうなるのかという話題が上がりました。茅野市でも令和元年度に当時の中学3年生(令和4年度に18歳になる学年)と保護者を対象にアンケートを行いました。

【質問】成人式の対象はどちらの年齢が良いですか？



アンケートで出た意見(抜粋)

【対象年齢18歳希望】

生徒

- ・成年年齢が18歳に引き下げられるなら、式も合わせていいと思う。

保護者

- ・受験、就職等色々ある時期なので、18歳で行うなら夏頃の開催が良いと思います。

【対象年齢20歳希望】

生徒

- ・18歳は受験などで忙しい。
- ・10代では社会を経験できていないから、20歳でいい。

保護者

- ・18歳は多くが学生で、多忙な時期。
- ・社会的に自立できるようになってからが良い。

茅野市では20歳で開催していきます



アンケートの結果から、20歳を希望する方が多いことが分かりました。上記のアンケートの他に、令和2年成人式の出席申込者にもアンケートを実施しました(20歳希望:77%、18歳希望:12%、その他:11%)。

この他、有識者からも意見をいただき、茅野市では、開催時期は今まで通り1月、対象の年齢は20歳とすることに決定しました。また成人式という名称ではなく、別の名称で行います。

対象の年齢の方には毎年、通知をお送りしますのでご確認ください。